

平成 26 年 8 月 25 日

東京都知事
舛添 要一 殿

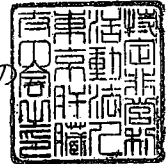
〒161-0031

東京都新宿区下落合 3-14-26-1001

特定非営利活動法人 東京肝臓友の

理事長 赤塚 堯

電話 03-5982-3159



平成 27 年度東京都の肝炎対策に関する要望書

日頃より、肝炎対策についてご理解ご尽力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

私たち東京肝臓友の会は NPO 法人として設立以来、肝炎、肝がん撲滅を目標に、広く一般都民を対象として社会的な諸事業（年間 2000 件を越える病気や治療に関する電話相談、医療講演会開催、会報発行などの情報提供、肝炎ウイルス検診を訴える啓発活動）に取り組み、今後も社会に貢献する事業を実施していく所存です。

さて、国は平成 22 年に施行された「肝炎対策基本法」に基づき、「肝炎対策推進協議会」を設置、本協議会の審議を経て平成 23 年には「肝炎対策に関わる基本的な指針」を告示しました。国による肝炎対策の総合的な基本指針が示された後、現在、各自治体において対策の具現化が進められ、東京都においても「東京都肝炎対策指針」に則り、毎年「肝炎対策実施計画」を策定、実施いただいております。

しかしながら肝炎患者の現状は、新薬により完治する C 型肝炎患者が増加する一方で、治療法がないまま肝硬変、肝がんへの重症化を余儀なくされた患者が取り残され、さらに深刻化しており、重症化患者は医療費助成の対象外で、救済を受けられずに苦しい闘病生活を続けています。重症化患者の現状は B 型肝炎においても同様です。

B 型肝炎については、ジェノタイプ A の感染拡大も問題となっており、母子感染防止事業だけでは感染予防はできない、と専門医からも指摘されています。

平成 26 年 3 月に国は「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」を定め、全国の自治体に事業実施を呼びかけました。

以上のような肝炎患者の実態を踏まえ、さらに国の施策を鑑み、平成 27 年度東京都予算の編成に当たり、肝炎患者の切実な願いを反映する肝炎対策を、都の新たな独自の施策も合わせて検討くださることを要望いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

「東京都への要望事項」

1. 医療費助成制度等に関して

- ① 現在、医療費助成はインターフェロン治療、核酸アナログ治療に限定されており、重症化した非代償性肝硬変や肝がん患者に対してはその対象ではなく、特に再発を繰り返す肝がん患者は、経済的負担も大きいことから、治療をあきらめてしまう場合も少なくありません。これらの重症化した患者は、平成26年度に保険適用が期待されるC型肝炎の経口2剤薬も服用ができず、患者の願望であるウイルスの排除すらできない状態にあります。
これまで独自の医療費助成制度を実施してきた東京都に対し、非代償性肝硬変・肝がん患者への医療費助成を、国に先駆けて実施することを要望いたします。
- ② 今もなお多くのB型肝炎患者が差別や偏見にさらされ、苦しんでいます。交際や結婚をあきらめる患者も少なくありません。予防接種への助成が実現すれば、患者に対する差別や偏見が大幅に解消されるものと思います。
また、B型肝炎予防接種の全国の自治体による公費負担も進んでいます。30年にわたる国の母子感染防止事業によりその安全性は証明されており、東京都においてもB型肝炎予防接種の助成制度の創設を検討することを要望いたします。
- ③ 東京都単独の医療費助成対象疾患である自己免疫性肝炎（AIH）、原発性硬化性胆管炎（PSC）が、国の指定難病となる見通しとなっています。ただし、2疾患それぞれに提示された医療費助成基準は、現在治療中の大多数の患者が助成対象から外れてしまうことが予測される、非常に厳しいものです。来年1月の制度開始と同時に医療費助成の対象外となれば、多くの患者が経済的に厳しい状況に陥ることは間違いありません。現在、特定疾患は、既認定者への3年間の経過措置期間があり、東京都の単独助成疾患においても、国の経過措置に準じた対応を取っていただくことを要望いたします。

2. 国が定めた「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」に関して

- ① 「感染を知らないまま存在する肝炎キャリア数」は77万人との国の研究報告があります。早期発見、早期治療を促し、肝がんを撲滅するために、肝炎ウイルス検査の受検率向上を図り、なお一層の受検勧奨の強化を要望いたします。
- ② 「感染を知ったが継続的な受診をしないままにいるキャリア」は53万人との国の研究報告があります。陽性者に対するフォローアップの実施が重要とされている中で、東京都においてもかかりつけ医と専門医との診療連携を深め、適切な治療につなげていく具体的なフォローアップシステムを構築し、円滑な実施

を要望いたします。

3. 患者支援のための事業に関して

東京都肝炎対策指針の「6(1)肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援」には、「肝炎患者等が適切な医療を受け、制度を活用できるよう支援するため、肝疾患相談センター等による情報提供や相談を実施する」と記されています。本指針に基づき、拠点病院の肝疾患相談センターだけでなく、20 数年間電話相談事業を継続してきた NPO 法人東京肝臓友の会に対しても、相談事業の委託先として事業費用の支援を検討くださることを要望いたします。